

社会保障審議会生活困窮者自立支援  
及び生活保護部会（第27回）

令和5年11月27日 資料2

# 居住支援について

# 居住支援の強化

## 見直しの必要性

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。このため、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居して安心して生活できるよう、賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要。

## 見直しの方向性（案）

- 国土交通省等と連携し、都道府県・市町村の住宅部局・福祉部局等と、地域の関係者による「住まい支援」の体制整備を全国的に推進するとともに、地域の実情に応じて、①総合的な相談支援、②入居前から入居中、退居時（死亡時）の支援、③住まいに関する地域資源開発・環境整備を推進する。

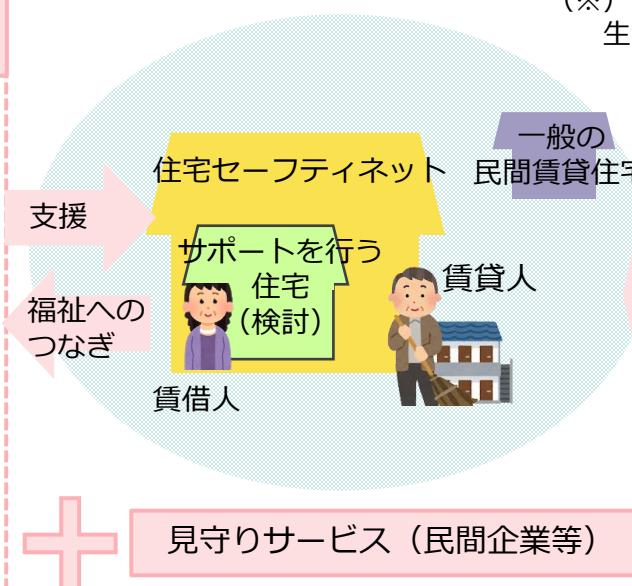
- このため、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度等（※）において、以下の見直しを行う方向で検討を進める。

- ・総合的な相談支援
- ・入居時から入居中、退居時までの一貫した生活支援

- **自立相談支援事業**の住まい相談機能の明確化、居住支援協議会や居住支援法人との連携強化
- **地域居住支援事業や重層的支援体制整備事業**による居住支援
  - ✓ シエルター事業及び地域居住支援事業のうち必要な事業の実施の**努力義務化**
  - ✓ 地域居住支援事業の**利用期間の柔軟な対応**
  - ✓ 重層的支援体制整備事業での**多機関協働の活用**
- 住居確保給付金において、家賃相当額に加え、家賃が低廉な住宅への**転居費用を補助**
- 居住支援法人等が緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の仕組みの構築
- 居住支援協議会設置の促進

### 住まいに関する地域資源開発・環境整備

- **緊急一時的な居所確保**を行う場合のシエルター事業の加算の創設
- 居住支援協議会設置の促進（再掲）、福祉関係者の参画推進



（※）下図には生活困窮者自立支援制度や生活保護制度以外による対応を含む。

### 賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境整備

- **サポートを行う住宅における生活保護受給者への住宅扶助（家賃）の代理納付を原則化**
- 居住支援法人等が緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の仕組みの構築（再掲）
- 残置物処理等の負担軽減
- 居住支援協議会設置の促進（再掲）など

- 都道府県・市町村が策定する地域福祉（支援）計画と賃貸住宅供給促進計画の調和の促進
- 無料低額宿泊所に係る**事前届出の実効性を確保**する方策（届出義務違反の罰則等、無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の保護の実施機関から都道府県への通知の努力義務化）

## 參考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 自立相談支援事業

○ 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、

- ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
- ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
- ③ 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

## 実施箇所

- 全国**1,387カ所**に設置（福祉事務所設置自治体 907自治体）
- 6割は委託、3割は自治体直営、1割は直営+委託  
(委託のうち8割は社会福祉協議会)

## 支援体制

- 主任相談支援員、就労支援員、相談支援員を配置  
※世田谷区の場合、区内 6 カ所に自立相談支援機関を設置。  
1 機関あたり 6 ~ 7 名（事務補助含む）  
※社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格者を配置している場合もあり。



## 自立相談支援機関

### 包括的・継続的な支援

- 総合的なアセスメント  
就労、滞納など困りごとの整理
- 支援プラン作成・実行  
同行支援、他機関の紹介等
- モニタリング・プラン評価  
プラン振り返りと課題整理
- (必要に応じて) プラン見直し



### 連携

生活困窮者自立支援法に基づく支援  
(住居確保給付金等)

ハローワークや法テラス等  
他制度の支援

民生委員の見守り、フードバンクによる食材の提供など  
インフォーマルな支援

## 生活困窮状態からの脱却



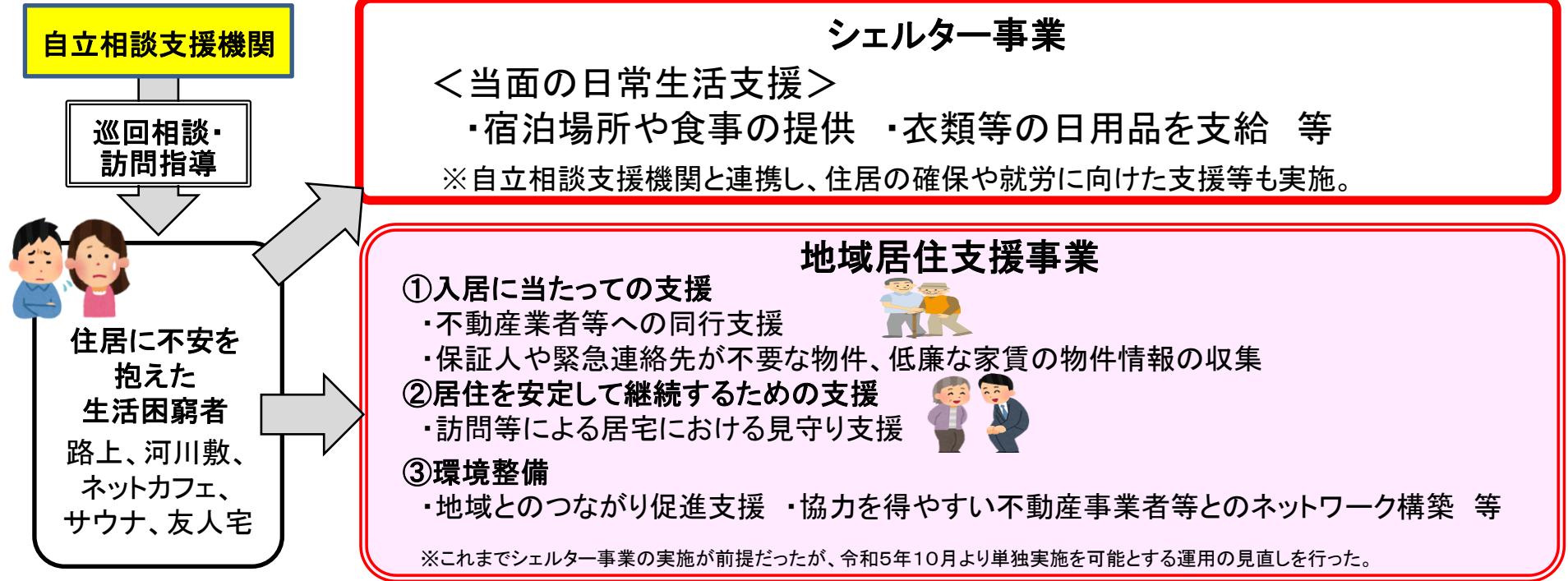
## 生活困窮状態からの脱却

# 一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

## 対象者

- 一時生活支援事業(シェルター事業):路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業:シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

## 支援のイメージ



## 期待される効果

- シェルター事業:利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業:社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

# 一時生活支援事業の機能強化（緊急一時支援を可能とする加算の創設）等

令和6年度概算要求額 40億円（35億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な場合があるが、各制度や運用上の課題、時間上の制約による各施設の受入れ拒否の問題が生じている。こうした生活困窮者に対して、支援先・受入れ先に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。
- また、地域居住支援事業については、これまで一時生活支援事業（シェルター事業）の実施を前提としていたが、R5年10月より単独実施を可能とすることとしたため、R6年度では平年度化するための経費を要求する。

※実施自治体数（令和4年度）：一時生活支援事業 346自治体

## 2 緊急一時支援の加算創設の内容

【現行の事業対象者】  
・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者

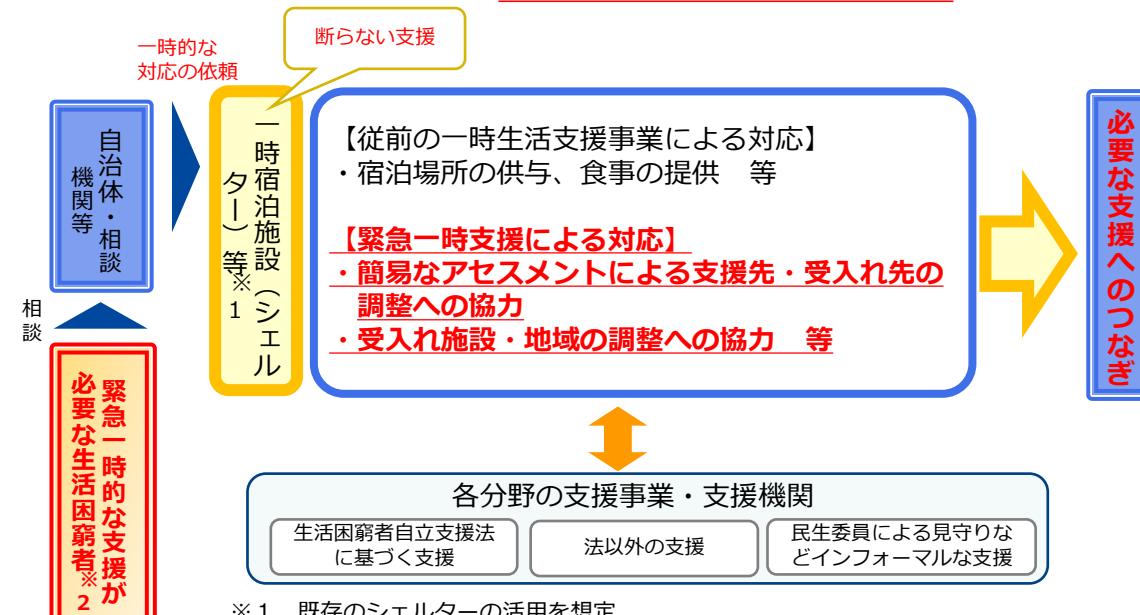


【見直し後の事業対象者】  
・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者  
・緊急一時的な支援が必要な生活困窮者（※）

※原則365日受入れ対応

## 3 緊急一時支援のスキーム

- 緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対して、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を行うとともに、支援先・受入れ先の調整等を行う。



※1 既存のシェルターの活用を想定

※2 具体例

- ・友人宅で生活していたが同居人とのトラブルで家を追い出されたケース
- ・DV被害で自宅に帰れないケース

支援先の例  
・地域包括支援センター  
・障害者就業・生活支援センター  
・自立相談支援機関  
・生活保護  
・婦人相談所  
・児童相談所

受入れ先の例  
・老人ホーム  
・ショートステイ  
・自立支援センター  
・救護施設  
・婦人相談所・一時保護所  
・児童養護施設  
・自立準備ホーム

# 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では狭間のニーズへの対応などに課題がある。  
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。

## 事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施。
- 希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度(予定) 189市町村

## 重層的支援体制整備事業の全体像

### I 相談支援

#### 包括的な 相談支援の体制



- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

### II 参加支援



- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応  
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの  
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援



生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態ない  
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

### I～IIIを通じ、

・継続的な伴走支援

・多機関協働による

支援を実施

### III 地域づくりに向けた支援

#### 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生ま  
れ、地域の活動が活性化

### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

### 現行の仕組み

高齢分野の  
相談・地域づくり

障害分野の  
相談・地域づくり

子ども分野の  
相談・地域づくり

生活困窮分野の  
相談・地域づくり

### 重層的支援体制

属性・世代を  
問わない  
相談・地域づく  
りの実施体制

# 住居確保給付金

- 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、求職活動中における安定した住まいの確保を支援する。

## 1 事業の概要

### 支給対象者

以下①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）  
②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

### 支給要件

一定の収入要件（※）、資産要件、求職活動要件あり

※市町村民税均等割+家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円

### 求職活動要件

原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に求職の申込みをし、求職活動を行う。  
②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づいて、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

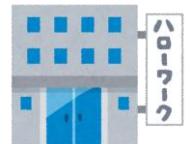
### 支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

（特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円）

### 支給期間

原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））



経営相談



## 2 実施主体等

- 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、907自治体）

## 3 補助率

- 国3／4、自治体1／4

# 【○住まい支援システムの構築、自治体・NPO等への支援等による

## 生活困窮者自立支援の強化】

施策名：「幸齢社会」を見据えた住まい支援システム構築に関するモデル事業

令和5年度補正予算案 2.2億円

### ① 施策の目的

「幸齢社会」づくりを見据え、身寄りのない高齢者の身元保証等の課題に対応する観点も踏まえ、独居の高齢者や生活困窮者等の住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備するための住まい支援システムの構築に向けた課題等を整理する。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

### ③ 施策の概要

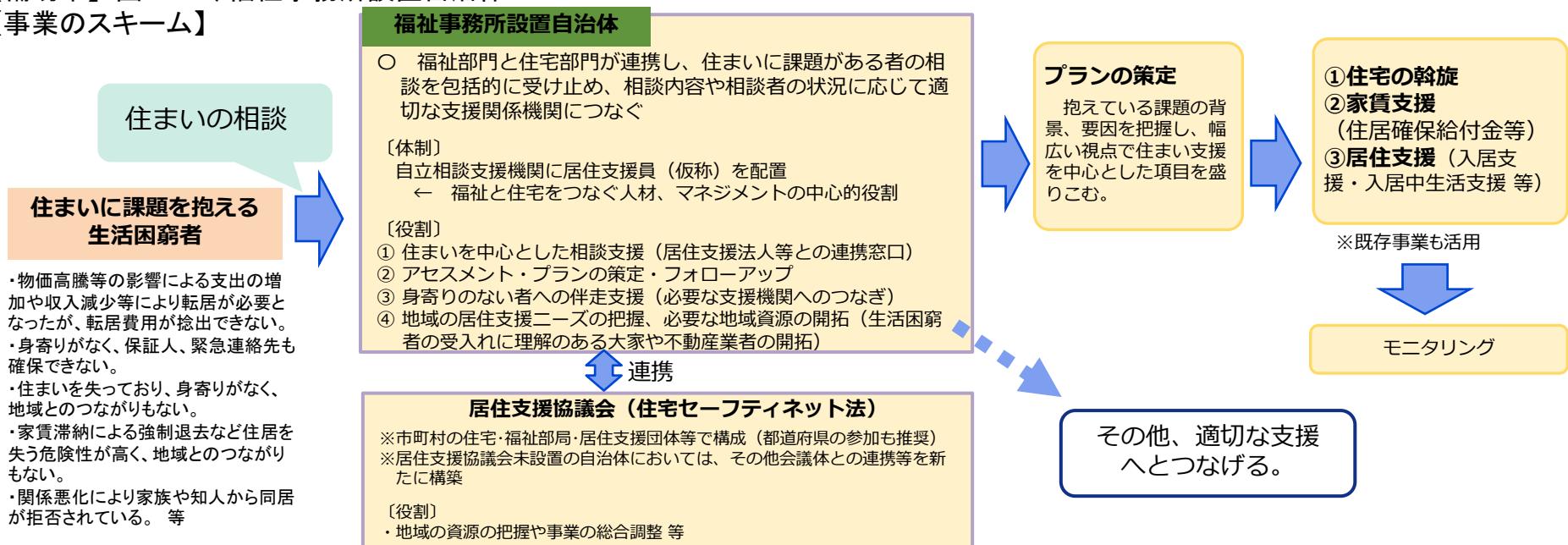
総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備し、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点も取り入れたマネジメントを行うモデル事業の実施に要する費用を補助する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】:都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体) ※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可

【補助率】:国3／4、福祉事務所設置自治体1／4

#### 【事業のスキーム】



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

独居の高齢者や生活困窮者等の住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制の整備を推進することにより、生活の基盤となる住まいが確保され、地域において自立した日常生活を継続することが期待できる。

# 生活保護の住宅扶助における代理納付について

- 住宅扶助費が家賃支払いに適確に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付(代理納付)することが可能。(生活保護法第37条の2)  
※通常、家賃と一緒に支払う共益費(生活扶助)についても代理納付が可能。
- 令和2年4月より、①家賃等を滞納している場合、②公営住宅の場合、③セーフティネット住宅に新たに入居する場合には、原則、代理納付を適用

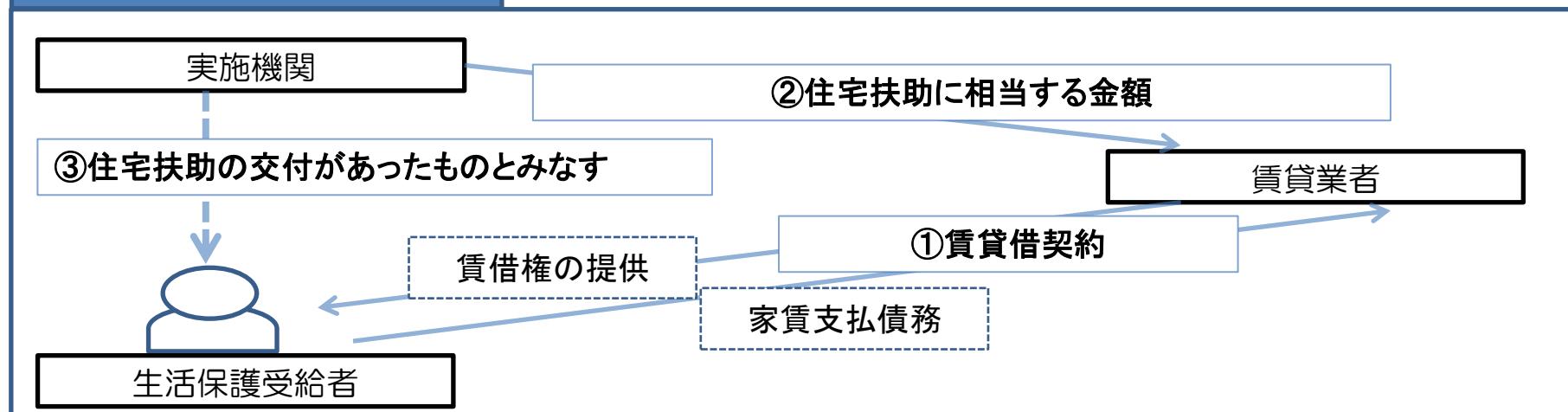
※ただし、家主が希望しない場合、住宅扶助費が満額支給されない場合、口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合を除く

- ※ 住宅セーフティネット法においては、生活保護受給者の代理納付を推進する観点から以下の内容を規定。
- ① 賃貸人は生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を福祉事務所に通知することができる。
  - ② 通知を受けた福祉事務所は、代理納付等の措置の必要性を判断するため、速やかに事実確認を行う。

## 【代理納付実施状況(令和4年7月保護課調べ)】

住宅扶助支給世帯数に対する代理納付実施世帯数の割合:31.9%(うち公営住宅の代理納付実施割合:70.7%、賃貸住宅:25.8%)

## 住宅扶助の代理納付の仕組み



# 無料低額宿泊所について

## 1 無料低額宿泊所とは

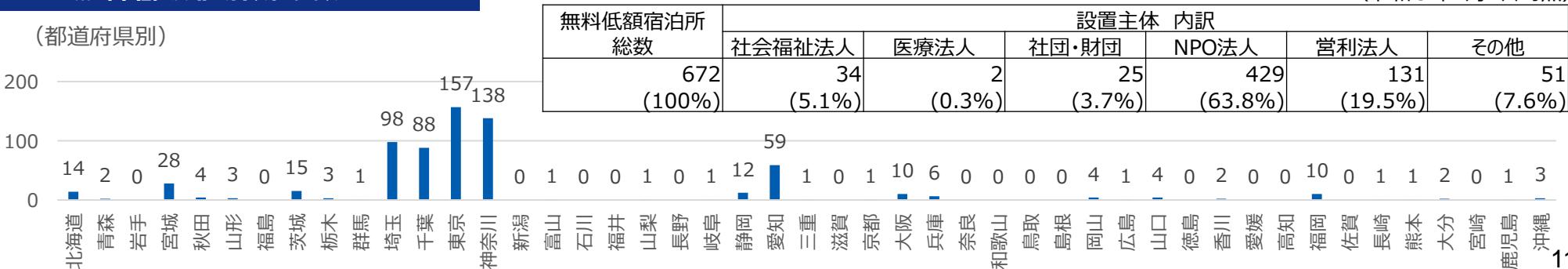
- ・社会福祉法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業として、生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（5人以上の人員を入居させることができる規模を有するもの）  
(令和4年4月より、本体となる施設と一体的に運営される附属施設であって、無料低額宿泊所の入居者が、より一般の住宅に近い環境で、居住での生活へ移行するための準備及び訓練を行うための「サテライト型住居」を設置することができる)
- ・直ちに単独での居住生活が困難な者に対し、居住生活が可能な状態になるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居住と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担う
- ・N P O 法人等が設置しようとするときは、事前にその施設を設置しようとする地の都道府県等（政令市・中核市）に届出が必要

## 2 無料低額宿泊所の範囲

- ・以下のいずれかに該当し、かつ、居室使用料が無料又は生活保護の住宅扶助基準額以下。  
ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものではないことが明らかである場合はこの限りではない。（基準省令第2条）
- 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む）
- 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50%以上であり、かつ、居室の利用に関する契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること
- ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50%以上であり、かつ、利用料（居室利用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む）

## 3 無料低額宿泊所の数

(令和5年4月1日時点)



## 4 無料低額宿泊所の主たる基準

居室環境	■居室・炊事設備・洗面所・便所・浴室・洗濯室又は洗濯場を設ける。 ■居室は個室とし、面積は7.43m <sup>2</sup> （地域の事情によって4.95m <sup>2</sup> ）以上。平成27年6月30日において事業の用に供していた建物の居室のうち基準を満たさないものは3.3m <sup>2</sup> 以上。
防火・防災対策	■消火器や自動火災報知設備の設置等の整備に努める。その他、建築基準法及び消防法の規定を遵守。 ■火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。
職員	■入居者数及び提供するサービス内容に応じた適当事数とし、そのうち1人は施設長とする。
利用手続・利用料金の適正化	■職員体制、提供するサービス内容及び利用料（食費、居室使用料、共益費、光熱水費、日用品費及び基本サービス費）、非常災害対策等を定めた運営規程を整備し、都道府県等への届出を行う。 ■入居申込者に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、サービス内容及び費用等の説明を行い、利用契約を文書により締結する。（契約期間は1年以内【更新する場合には入居者の意向を確認するとともに福祉事務所と施設利用の必要性について協議】） ■金銭管理は入居者本人が行うことを原則。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、帳簿の整備、収支の記録、管理規程の整備など適正に実施する。
運営	■1日1回以上の入居者の居室への訪問等による状況把握を行う。

## 5 無料低額宿泊所の変遷

平成15年7月：無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針（ガイドライン）策定

平成27年4月：ガイドラインの見直し

- 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈（定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等）を示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底

平成27年7月：住宅扶助基準の見直し

- 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入

平成30年改正：事前届出制の導入、法定の最低基準の創設、改善命令の創設（社会福祉法）、日常生活支援住居施設の認定（生活保護法）

令和2年4月：無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準省令の施行

- 事業範囲の明確化、職員配置・居室面積等の最低基準を省令で規定。当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定

日常生活支援住居施設の創設（支援委託は同10月～）

- 無料低額宿泊所のうち、一定の基準を満たすと認定された「日常生活支援住居施設」においては、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を福祉事務所が委託して実施

令和4年4月：無料低額宿泊所サテライト型住居の運用開始

- 一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、巡回型等による支援を実施

# 救護施設入所者等の地域移行の推進を図るための取組み

## 救護施設等における個別支援計画策定に係る広報啓発事業（R 5年度実施）

### [趣旨]

- 救護施設及び更生施設は、最後のセーフティネットとして、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコール等の依存症のある者、DVや虐待の被害者、ホームレス等、様々な生活課題を抱える入所者に対する多様な支援の実践を担っている。
- 救護施設等については、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、可能な方については地域移行を更に推進することが重要であり、施設の機能や目的に応じて、福祉事務所のケースワーカーを始めとする関係機関とも連携しつつ、計画的な支援に取り組む環境を整える必要がある。このため、福祉事務所と情報共有を図りつつ、救護施設等の入所者ごとの支援計画の作成の制度化に向けて、策定に係る理念、目的、計画策定のポイント、策定手法、策定事例等について検討を行い、広報・啓発を行う。

### [検討項目]

- 入所者の地域移行に向けた支援計画策定の理念
- 救護施設及び更生施設と福祉事務所の情報共有のあり方
- 個別支援計画の策定手法 等

## 地域移行の推進を図るための取組（R 6年度概算要求）

### [検討項目]

- 救護施設等と福祉事務所が情報共有を図りつつ、入所者ごとの支援計画の作成の制度化する方向を踏まえた対応
- 入所者の状態像に応じた支援やその機能の充実を図る観点から、施設における地域での就労等に向けた支援
- 救護施設等の持つ多様な支援機能の活用を図る観点から通所事業を使いやすくする仕組み

# 居住支援法人・居住支援協議会について

## 居住支援法人の概要

住宅確保要配慮者の居住支援に係る担い手として、都道府県が指定

### <居住支援法人の行う業務>

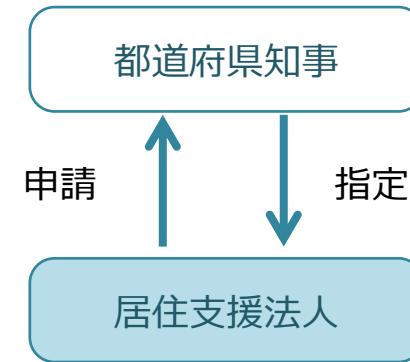
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

### <居住支援法人に指定される法人>

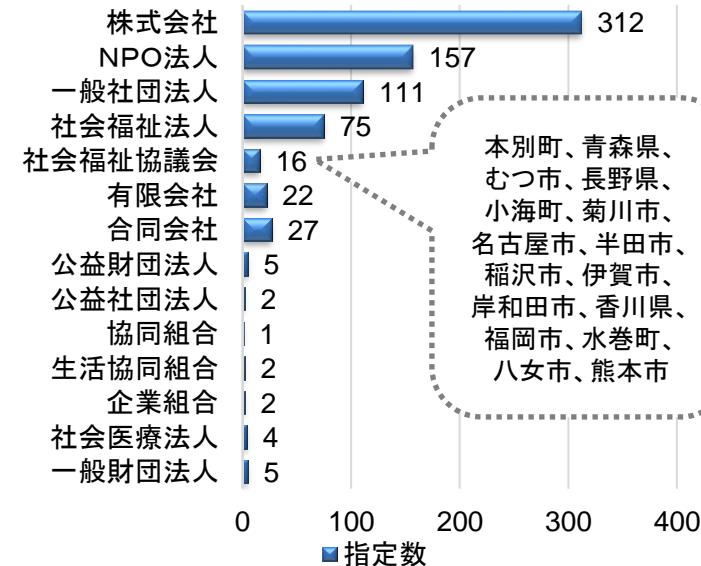
- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社

指定状況：741法人（R5.9末時点）

### 【制度スキーム】



### ■ 法人属性別



## 居住支援協議会の概要

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会を設立

### <居住支援協議会による主な活動内容>

- ・会議での協議、情報交換
- ・不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談事業、物件の紹介
- ・家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介 等

設立状況：132協議会（全都道府県、90市区町）（R5.9末時点）

